

福岡女子大学における研究費の運営・管理及び研究活動における
不正行為への対応等について

平成 27 年 9 月 7 日

福岡女子大学長 梶山 千里
(令和 4 年 4 月 1 日一部修正)

国においては、国民の貴重な税金を原資とする公的研究費を、配分先の機関が適正に管理するため、文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）」を策定していましたが、依然として公的研究費の不正使用が後を絶たない現状を受けて、このガイドラインが平成 26 年 2 月に改正されました。（令和 3 年 2 月再改正）

また、研究活動における不正行為の事案も後を絶たないことから「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」が策定されました。

これに伴い、福岡女子大学では、これらのガイドラインの趣旨に沿うよう体制整備の見直しを行いました。

福岡女子大学は、今後とも研究費の適正な運用と研究活動の不正防止に努め、社会のニーズ等を踏まえて研究の推進・充実に取り組んでまいります。

1 研究費の運営・管理及び不正防止への対応の責任体制

〈最高管理責任者〉

- ・職名 理事長（学長）
- ・責任と権限 大学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負います。また、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する責任と権限を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じます。さらに、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って研究費の運営・管理及び研究活動の不正防止対策が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮します。

〈統括管理責任者（コンプライアンス統括責任者）〉

- ・職名 研究担当副学長
- ・責任と権限 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。また、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じます。

〈部局責任者（コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者）〉

- ・職名 事務局長、学部長、研究科長
- ・責任と権限 学内の研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持ちます。また、研究倫理教育責任者として、本学に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育について実質的な責任と権限を持ちます。

2 研究者等の責務

- ① 研究活動に携わる全教職員は責任の明確化を図るため、大学が実施するコンプライアンス研修及び研究倫理教育を毎年受講し、誓約書を提出しなければなりません。
- ② 研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を適切に一定期間保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければなりません。

3 研究費の事務処理手続き及び研究費の使用に関する相談窓口

- ① 競争的資金等の使用ルール、支出等の経理に関すること 経営管理センター
財務グループ
- ② 上記以外の事務処理に関すること 地域連携センター

4 研究不正防止対策委員会

（構成員）

研究不正防止対策委員会は、コンプライアンス統括責任者を責任者とし、コンプライアンス推進責任者（教育倫理教育責任者）、経営管理センター長、各学科教員のうちから理事長（学長）が指名する者（各1名）で構成します。

（所掌事務）

- ① 不正防止計画の策定に関すること
- ② 不正防止計画の推進及び進捗管理に関すること
- ③ コンプライアンス教育に関すること
- ④ 研究倫理教育に関すること
- ⑤ 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関すること
- ⑥ その他研究倫理に関する事項
- ⑦ 研究上の不正調査に関すること

5 モニタリング及び監査

- ① 内部統制の有効性を確保するため、継続的に監視及び評価するプロセス（モニタリング）の構築に努めます。
- ② 研究費の適正な管理のため、最高管理責任者の直轄的な組織である戦略企画センターにおいて、財務等に係る監査を実施します。
- ③ 監査は、副理事長を責任者とし、戦略企画センター職員及び理事長（学長）が指名する者若干名で行います。
- ④ 監査を行うにあたっては、研究不正防止対策委員会及び監事との連携を強化します。

（内部監査体制担当窓口 戦略企画センター）

6 不正行為通報（通報及び告発等の情報提供）の受付窓口

副理事長 渡辺 浩志

〒813-8529 福岡市東区香住ヶ丘1-1-1

TEL：092-661-2411（内線）2202

（直通）092-692-3103

FAX：092-662-3081

E-mail：hironabe1025@fwu.ac.jp

7 お取引業者の皆様へ

本学では、昨今の大学等研究機関における公的資金の不正使用事案を受け、その防止策の一環として、取引業者の皆様から「誓約書」をご提出いただき、適切な取引関係の構築に努めることといたしました。「誓約書」は、ガイドラインの主旨に鑑み、取引回数や金額によらず、お取引のある全業者様を対象とさせていただきます。

「誓約書」の内容は次のとおりです。

- ① 国内外の法令や本学の関係規則等に従い、会計上、公正かつ適正な事務処理を行うこと
- ② 本学の監査等において必要な場合は、取引帳簿等を開示・提出し、これに協力すること
- ③ 本学の教職員から法令違反となる不正行為を要求された場合は、これを本学の不正行為通報窓口直ちに連絡すること
- ④ 万一、貴社に不正が認められた場合は、取引の停止等の厳正な措置を講じられても、異議はないこと

何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

（担当窓口 経営管理センター 財務グループ）